

平成 30 年 度

川越市財政健全化及び
経営健全化審査意見書

川 越 市 監 査 委 員



川 監 委 発 第 7 7 号

令 和 元 年 8 月 1 日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市監査委員	牛 窪 佐千夫
同	石 川 隆 二
同	山 木 綾 子
同	大 泉 一 夫

平成30年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査をしたので、次のとおり意見を付します。

平成 30 年度川越市財政健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日から 8 月 1 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の平成 30 年度決算に係る健全化判断比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

記

(単位：%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	5.3	5.5	25.0
将来負担比率	68.9	69.5	350.0

(注)「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の一般会計等(注1)の実質収支額は28億8,976万5千円の黒字で、実質赤字比率は $\Delta 4.53\%$ (Δ は、黒字を意味している。以下同じ。)となっており、良好な状態にあると認められた。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計(注2)の実質収支額は146億7,226万1千円の黒字で、連結実質赤字比率は $\Delta 23.00\%$ となっており、良好な状態にあると認められた。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は 5.3% (平成28年度から平成30年度までの3箇年の平均の比率)であり、早期健全化基準の 25.0% を下回る水準となっている。前年度の 5.5% (平成27年度から平成29年度までの3箇年の平均の比率)を 0.2 ポイント下回った主な要因は、標準税収入額等の増加により、平成30年度の標準財政規模が平成27年度と比較して増加したこと、特定財源及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が、平成27年度と比較して増加したことがあげられる。

今後、菅間第二学校給食センター整備、新斎場整備、小中学校普通教室空調設備整備などの大規模事業に係る市債の償還が本格的に始まることなどにより、当該比率は、上昇傾向に転じることが予想されるため、市債の借入については、財政の硬直化を招くことのないよう、計画的な活用を図られたい。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は 68.9% であり、早期健全化基準の 350.0% を下回る水準となっている。

前年度の 69.5% を 0.6 ポイント下回った主な要因は、標準財政規模の増加、公営企業債等繰入見込額の減少、退職手当負担見込額の減少により、平成30年度の将来負担額が前年度と比較して減少したことがあげられる。

しかしながら、今後、東清掃センター大規模改修事業や子育て安心施設建設事業などの実施により、市債残高の増加や当該比率の上昇が予想されることから、財政の健全化により一層努める必要がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは良好な状態にあるといえるが、本市の財政を取り巻く環境は、標準財政規模が増加したものの、依然厳しい状況にある。

健全化判断比率における現在の状態を保つためにも、これらの健全化判断比率には表れない経常収支比率の数値なども十分考慮した上で、健全な財政運営に努められたい。

(参考) 健全化判断比率の算定式

$$\begin{aligned} & \text{一般会計等の実質赤字額} \\ \bullet \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \\ & \text{連結実質赤字額} \\ \bullet \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \\ & \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ & \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \\ \bullet \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模}} \\ & \text{(3か年平均)} \\ \\ & \boxed{\text{充当可能財源等} = \text{①} + \text{②} + \text{③}} \\ & \Downarrow \\ & \text{将来負担額} - \text{(①充当可能基金額 + ②特定財源見込額} \\ & \quad \quad \quad \text{+ ③地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \\ \bullet \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{(①充当可能基金額 + ②特定財源見込額 + ③地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \end{aligned}$$

(注1) 一般会計等は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計をいう。

(注2) それ以外の特別会計及び公営企業会計は、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計をいう。

平成 30 年度川越市水道事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度川越市水道事業会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 1 日から 8 月 1 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る資金不足比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の平成 30 年度決算に係る資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

記

(単位：%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成30年度決算における資金不足額はなく、良好な状態にあると認められた。今後とも、公営企業として健全な経営に努める必要がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度川越市公共下水道事業会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度川越市公共下水道事業会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 1 日から 8 月 1 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る資金不足比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の平成 30 年度決算に係る資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

記

(単位：%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成30年度決算における資金不足額はなく、良好な状態にあると認められた。今後とも、公営企業として健全な経営に努める必要がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 30 年度川越市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度川越市農業集落排水事業特別会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日から 8 月 1 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る資金不足比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し、審査に当たっては、関係職員の説明を聴取し、必要と認める審査を実施した。

第 4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の平成 30 年度決算に係る資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

記

(単位：%)

	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成30年度決算の資金剰余額は2,868万3千円で、資金の不足はなく、良好な状態にあると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。